

別添

「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」新旧対照表

改正後	改正前
基発 0712 第3号 令和元年7月12日 <u>一部改正</u> 基発 1201 第7号 <u>令和3年12月1日</u>	基発 0712 第3号 令和元年7月12日
都道府県労働局長 殿	都道府県労働局長 殿
厚生労働省労働基準局長	厚生労働省労働基準局長
情報機器作業における労働衛生管理のための ガイドラインについて	情報機器作業における労働衛生管理のための ガイドラインについて
(略)	(略)
別添	別添
情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン	情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン
1 はじめに	1 はじめに
(略)	(略)
このような状況を踏まえ、VDT ガイドラインの基本的な考え方について変更せず、従来の視覚による情報をもとに入力操作を行うという作業を引き続きガイドラインの対象としつつ、情報技術の発達や、多様な働き方に対応するよう健康管理を行う作業区分を見直し、その他、最新の学術的知見を踏ま	このような状況を踏まえ、VDT ガイドラインの基本的な考え方について変更せず、従来の視覚による情報をもとに入力操作を行うという作業を引き続きガイドラインの対象としつつ、情報技術の発達や、多様な働き方に対応するよう健康管理を行う作業区分を見直し、その他、最新の学術的知見を踏ま

<p><u>えた見直しを行った。</u></p>	<p><u>え、別添のとおりガイドラインを見直した。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>4 作業環境管理 作業者的心身の負担を軽減し、作業者が支障なく作業を行うことができるよう、次により情報機器作業に適した作業環境管理を行うこと。</p>	<p>4 作業環境管理 作業者的心身の負担を軽減し、作業者が支障なく作業を行うことができるよう、次により情報機器作業に適した作業環境管理を行うこと。</p>
<p>(1) 照明及び採光 イ (略) ロ ディスプレイを用いる場合の書類上及びキーボード上における照度は 300 ルクス以上とし、作業しやすい照度とすること。 また、ディスプレイ画面の明るさ、書類及びキーボード面における明るさと周辺の明るさの差はなるべく小さくすること。</p>	<p>(1) 照明及び採光 イ (略) ロ ディスプレイを用いる場合の<u>ディスプレイ画面上における照度は 500 ルクス以下</u>、書類上及びキーボード上における照度は 300 ルクス以上<u>を目安</u>とし、作業しやすい照度とすること。 また、ディスプレイ画面の明るさ、書類及びキーボード面における明るさと周辺の明るさの差はなるべく小さくすること。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>10 配慮事項等</p>	<p>10 配慮事項等</p>
<p>(略)</p> <p>(3) テレワークを行う労働者に対する配慮事項 情報機器ガイドラインのほか、「<u>テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン</u>」(令和 3 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 2 号、雇均発 0325 第 3 号「<u>テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイ</u></p>	<p>(略)</p> <p>(3) テレワークを行う労働者に対する配慮事項 情報機器ガイドラインのほか、「<u>情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン</u>」(平成 30 年 2 月 22 日付け基発 0222 第 1 号、雇均発 0222 第 1 号「<u>情報通信技術を利用した事業場</u></p>

<p>「ドラインについて」別添1) を参照して必要な健康確保措置を講じること。</p>	<p>「外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドラインの策定について」別添1) を参照して必要な健康確保措置を講じること。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(解説)</p>	<p>(解説)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>「4 作業環境管理」について</p>	<p>「4 作業環境管理」について</p>
<p>作業環境管理においては、情報機器ガイドラインに掲げる事項のほか、「事業者が講すべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」（平成4年7月1日付け労働省告示第59号）を参照し、作業者が快適に作業を行うことのできる職場環境の整備を図ることが望ましい。</p>	<p>作業環境管理においては、情報機器ガイドラインに掲げる事項のほか、「事業者が講すべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」（平成4年7月1日付け労働省告示第59号）を参照し、作業者が快適に作業を行うことのできる職場環境の整備を図ることが望ましい。</p>
<p>(1) 照明及び採光</p>	<p>(1) 照明及び採光</p>
<p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p>
<p>ロ 「書類上及びキーボード上における照度」とは、書類やキーボードなどに入射する光の明るさをいう。</p>	<p>ロ 「ディスプレイ画面上における照度」とは、ディスプレイ画面から発する光の明るさのことではなく、ディスプレイ画面に入射する光の明るさをいう。反射型液晶ディスプレイについては、画面が暗いと見にくないので、一般に、より高い照度が必要となる。</p>
<p>「ディスプレイ画面の明るさ、書類及びキーボード面における明るさと周辺の明るさとの差はなるべく小さくすること。」とは、瞳孔は明るさに応じてその大きさを調節しており、一般的に、ディスプレイ画面や書類・キーボード面と周辺の明るさの差が大きいと眼の負担が大きくなるので、なるべく</p>	<p>「書類上及びキーボード上における照度」とは、書類やキーボードなどに入射する光の明るさをいう。</p> <p>「ディスプレイ画面の明るさ、</p>

明るさの差を小さくすべきである  
という趣旨である。

(略)

書類及びキーボード面における明るさと周辺の明るさとの差はなるべく小さくすること。」とは、瞳孔は明るさに応じてその大きさを調節しており、一般的に、ディスプレイ画面や書類・キーボード面と周辺の明るさの差が大きいと眼の負担が大きくなるので、なるべく明るさの差を小さくすべきであるという趣旨である。

(略)

## 情報機器作業の作業区分

作業区分	作業区分の定義	作業の例
作業時間又は作業内容に相当程度拘束性があると考えられるもの  (全ての者が健診対象)	1日に4時間以上情報機器作業を行う者であって、次のいずれかに該当するもの  ・作業中は常時ディスプレイを注視する、又は入力装置を操作する必要がある ・作業中、労働者の裁量で適宜休憩を取ることや作業姿勢を変更することが困難である	・コールセンターで相談対応(その対応録をパソコンに入力) ・モニターによる監視・点検・保守 ・パソコンを用いた校正・編集・デザイン ・プログラミング ・CAD作業 ・伝票処理 ・テープ起こし(音声の文書化作業) ・データ入力
上記以外のもの (自覚症状を訴える者のみ健診対象)	上記以外の情報機器作業対象者	・上記の作業で4時間未満のもの ・上記の作業で4時間以上ではあるが労働者の裁量による休憩をとることができるもの ・文書作成作業 ・経営等の企画・立案を行う業務(4時間以上のものも含む。) ・主な作業として会議や講演の資料作成を行う業務(4時間以上のものも含む。) ・経理業務(4時間以上のものも含む。) ・庶務業務(4時間以上のものも含む。) ・情報機器を使用した研究(4時間以上のものも含む。)

注:「作業の例」に掲げる例はあくまで例示であり、実際に行われている(又は行う予定の)作業内容を踏まえ、「作業区分の定義」に基づき判断すること。